

## 岐阜市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱

	平成21年 5月26日 決裁
改正	平成22年 1月 1日 決裁
改正	平成25年 3月22日 決裁
改正	平成27年 5月29日 決裁
改正	平成28年 3月25日 決裁
改正	令和 3年 2月 2日 決裁
改正	令和 4年 3月10日 決裁
改正	令和 5年 3月13日 決裁
改正	令和 6年 3月22日 決裁
改正	令和 7年 3月27日 決裁
改正	令和 8年 4月 7日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定による市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第5条第1項から第7項まで又は第8条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合するものである場合にあっては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (2) 認定申請に係る住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し
- (3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関（品確法第

59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。)を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書)

- (4) 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、認定申請に係る住宅の敷地又はその部分が都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定による届出が必要な場合にあっては、地区整備計画に適合する旨の写し
- (5) 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、認定申請に係る住宅の敷地又はその部分が景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出が必要な場合にあっては、岐阜市景観条例(平成7年岐阜市条例第54号)第9条第1項の規定により市長が定める岐阜市景観計画において定める景観形成基準に適合する旨の通知の写し
- (6) 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることに関し、認定申請に係る住宅の敷地又はその部分について土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、同法第76条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の写し
- (7) 認定申請に係る住宅の敷地又はその部分が岐阜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に関する基準(平成21年6月4日施行。以下「基準」という。)第1の3に規定する区域(以下「都市計画施設等の区域」という。)内にある場合にあっては、当該都市計画施設等の区域の位置、幅員、種類並びに認定申請に係る住宅の建築設備の位置及び種類を明示した配置図
- (8) 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることに関し、認定申請に係る住宅の敷地又はその部分が基準第2に規定する区域内にある場合にあっては、当該区域の位置、種類並びに認定申請に係る住宅の建築設備の位置及び種類を明示した配置図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合は、前項第1号から第3号に掲げる図書は省略することができる。

(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の規定による市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。)において住宅性能評価(品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。)の認定に係る申請において明示することを要しない事項(登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項)

として指定された事項が、省令第2条第1項の表1に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

- (2) 前条第1項第2号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の認定に係る申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表1に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書  
(建築確認申請書等)

第4条 申請者は、法第6条第2項（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合は、計画通知取扱（新規・変更）申請書（様式第1号）を添付するものとする。

- 2 法第6条第2項の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（計画通知）

第5条 市長は、計画通知取扱（新規・変更）申請書を受理したときは、長期優良住宅建築等計画に長期優良住宅建築等計画通知書（様式第2号）を添付し、建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による通知に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、岐阜県知事又は岐阜県知事から委託を受けた機関による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

- 3 申請者は、前項の規定により構造計算適合性判定を受けたときは、適合判定通知書（建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

（適合するかどうか判断できない旨の通知）

第6条 市長は、認定申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、認定申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更届）

第8条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第6条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変

更（省令第7条に規定する軽微な変更に限る。）をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、認定長期優良住宅建築等計画等変更届（様式第5号）の正本及び副本各1通に当該変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。ただし、当該変更について軽微変更該当証明書（省令第7条第4号に掲げる軽微な変更該当していることを証する書面をいう。以下同じ。）の交付を受けた場合は、この限りでない。

（承認しない旨の通知）

第9条 市長は、法第10条の規定による地位の承継の承認の申請（以下「地位承継の承認申請」という。）を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下届）

第10条 認定申請又は地位承継の承認申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下届（様式第7号）の正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書（省令第1号の3様式）又は承認申請書（省令第7号様式）の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（建築工事完了報告書）

第11条 認定計画実施者は、認定申請（長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。）に係る住宅の建築を完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅建築工事完了報告書（様式第8号）により、認定長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告には、次に掲げる書類のほか、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

- (1) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は、当該軽微変更該当証明書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（報告の徴収）

第12条 法第12条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（様式第9号）により行うものとする。

（改善命令）

第13条 法第13条第1項から第3項までの規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

（建築又は維持保全の取りやめ申出書）

第14条 法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書（様式第11号）により行うものとする。

2 前項の申出には、省令第6条に規定する通知書を添付するものとする。

(認定の取消し)

第15条 法第14条第2項の規定による計画の認定の取消しの通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第14条第1項第1号又は第3号の規定による取消し 認定取消通知書(様式第12号)

(2) 法第14条第1項第2号の規定による取消し 認定取消通知書(様式第13号)

(情報通信技術を利用する手続等)

第16条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。)の規定を準用する。

(1) 第4条第1項及び第14条第1項の規定による申出、第8条及び第10条第1項の規定による届出並びに第11条第1項の規定による報告 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで

(2) 第5条第1項、第6条、第7条、第9条及び前条第2号の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月10日から施行し、同年2月20日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前になされた認定申請であって、適用日において決定を受けていないものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

計画通知取扱（新規・変更）申請書

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者住所

氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（変更にあつては、同法第8条第2項）の規定により、下記の長期優良住宅建築等計画について建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類を添付して申請します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建設予定地
- 3 建築物の用途
- 4 延べ面積（㎡）

様式第2号（第5条関係）

長期優良住宅建築等計画通知書

（あて先）

第 号  
年 月 日  
岐阜市長

計画通知取扱（新規・変更）申請書を受理しましたので、岐阜市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

---

建築主氏名  
設計者氏名

受付欄	消防通知欄	通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号

第 号  
年 月 日

適合するかどうか判断できない旨の通知書

様

岐阜市長

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定（同条第2項の規定による申出があった場合（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうか判断できないので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第 号  
年 月 日

認定しない旨の通知書

様

岐阜市長

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定（同条第2項の規定による申出があった場合（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定を含む。）による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

様式第5号（第8条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等変更届

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者住所

氏名

下記のとおり認定長期優良住宅建築等計画等を変更（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更に限る。）したいので、岐阜市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 軽微な変更の内容  
(前)  
  
(後)
- 6 変更理由

第 号  
年 月 日

承認しない旨の通知書

様

岐阜市長

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

様式第7号（第10条関係）

長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下届

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者住所

氏名

次の申請を取り下げたいので、岐阜市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

- 1 申請の種類
- 2 申請年月日
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取下げ理由

様式第8号（第11条関係）

（第1面）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅建築工事完了報告書

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者住所

氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、岐阜市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱第11条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）年月日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名又は名称
- 5 建築工事完了年月日
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名  
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地

（備考）

- 1 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書の写しを添付してください。
- 2 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は、その写しを添付してください。
- 4 必要に応じて、工事写真の提出を求めることがあります。

(第2面)

7 認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部 位、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合は、その内容)
構造躯体等の 劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・ 更新の容易性				
高齢者等対策				
省エネルギー 対策				

第 号  
年 月 日

報告を求める旨の通知書

様

岐阜市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 報告を求める内容
- 6 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第 号  
年 月 日

改善命令書

様

岐阜市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条（第1項・第2項・第3項）の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第11号（第14条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全取りやめ申出書

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者住所

氏名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により次のとおり申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定（変更認定）番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定（変更認定）年月日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取りやめの理由

第 号  
年 月 日

認定取消通知書

様

岐阜市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項（第1号・第3号）の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第 号  
年 月 日

認定取消通知書

様

岐阜市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。